特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏え いその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講 じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

君津市長

公表日

令和6年8月1日

[平成29年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務		
	市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。		
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。		
	君津市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。		
②事務の内容	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の 修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置		
	④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認		
	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により、機構に対して事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
③対象人数	<選択肢>		
2. 特定個人情報ファイル	- を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	住民票システム		
②システムの機能	①住民票管理機能 住所、氏名、世帯情報等の記載事項を逐次更新する。 ②証明書発行機能 住民記録に係る証明書を発行する。 ③庁内連携機能 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当などの住民票記載項目に関する 庁内連携を行う。 ④統計事務機能 本市の行う住民記録に関する統計のデータ(人口、異動種別ごとの件数等)を作成する。		
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
③他のシステルトの拉丝	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [〇]税務システム		
	[]その他 ()		

システム2					
①システムの名称	住基GWシステム				
②システムの機能	①住基ネット連携機能 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能 ②文字同定機能 住基ネットと既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)との文字同定や文字コード変換機能 ③住基ネット連携 住基ネットと定められた電文レイアウトに基づくデータ授受を行う。 ④附票連携機能 本市が本籍地である者の附票データを、戸籍システムへ送信する。				
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム				
③他のシステムとの接続	[〇] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム				
③他のクステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム				
	[〇]その他 (戸籍システム)				
システム3					
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム				
②システムの機能	①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 ④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報のアイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 個人番号カード管理システムにある機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書類)の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書類)の人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書類)の人番号の通知言に係る情報されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				

システム4				
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)			
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに 反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。			
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇]既存住民基本台帳システム			
(回じのクス) 立との 接続	[〇] 宛名システム等 [〇] 税務システム			
	[]その他 ()			
システム5				
①システムの名称	中間サーバー			
②システムの機能	中間サーバー ① 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 「の情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 「の情報提供データベース管理機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 「のデータ送受信機能中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 「他・およりに、では、行きないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 在民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム))			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既			

システム6			
①システムの名称	コンビニ交付システム		
②システムの機能	1. 発行機能 ・住民票等の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文し ・住民票等出カデータの送信	vイアウトに基づく住民票等の申請書データ授受	
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム	
③他のノス) 女との接続	[〇]宛名システム等	[〇]税務システム	
	[]その他 ()	

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル(2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

1 番号法 ・第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) |・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

・第30条の12

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
			、を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づ 関する命令第2条の表
②法令上の根拠	れる項(2、3、5、7、 3、75、76、81、83	新)が「市町 11、13、 3、84、86 7、138、1	提供の根拠) 村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま 15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、7 、87、91、92、96、106、108、110、115、118、124、129、13 41、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、1
	(命令第2条の表にる なし (住民基本台帳に関		照会の根拠) こおいて情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部市民課	
②所属長	課長	

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ [システム用ファイル] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 す。) ③対象となる本人の範囲 ※ ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。) された者を含む。 区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・ その必要性 管理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 「O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 「]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 「」地方税関係情報 []健康·医療関係情報 Γ] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護•社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 Γ]雇用·労働関係情報 []年金関係情報 「] 学校・教育関係情報] 災害関係情報] その他 () 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うために必要な情 その妥当性 報として、住民票の記載等に係る住民基本台帳情報(上記情報及びこれらの変更情報)を記録する必 要があるため。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成27年7月4日 ⑥事務担当部署 市民生活部市民課

3. 特定值	固人情報の入手	•使用
		[〇]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	*	[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
		[〇] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②入手方法	±	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②八十万元	G	[]情報提供ネットワークシステム
		[〇] その他 (既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム)
2		区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票の写しに記載されている住民全員の記録を常に正確に
③使用目的	约 ※	更新・管理・提供するため。 住民票の写しを始めとした各種証明書の発行を行うため。
	使用部署	市民生活部市民課、小糸地域市民センター、清和地域市民センター、小櫃地域市民センター、上総地域市民センター
④使用の主体	主体 使用者数	<選択肢>(選択肢>10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法		・住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載・本人への個人番号の通知(通知カードを発行する機構への情報連携)・再転入時などの同一人であることの識別キーとしての利用・番号法第9条に基づく個人番号の利用
情報の突合		・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の	の有無 ※	[委託する 3 (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託	事項1	既存住民基本台帳システム、住基ネットCS(以下「既存住民基本台帳システム等」という。)の保守・運用	
①委詞	托内容	既存住民基本台帳システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票 印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
③委詞	③委託先名 株式会社大崎コンピュータエンデニアリング		
H	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (55)件 [O]移転を行っている (11)件
	[] 行っていない
提供先1	別紙1のとおり
①法令上の根拠	別紙1のとおり
②提供先における用途	別紙1のとおり
③提供する情報	住民基本台帳ファイルに記録されているもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記録されているもの
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
⑥提供方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①提供 刀丛	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度(随時)

移転先1	別紙2のとおり		
①法令上の根拠	別紙2のとおり		
②移転先における用途	別紙2のとおり		
③移転する情報	住民基本台帳ファイルに記録されているもの		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳ファイルに記録されているもの		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
⑥移転方法	[〇]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
の行列中国ノブノム	[〇] フラッシュメモリ [〇] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期・頻度	異動事由発生の都度(随時)		
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	カードキーにて入退室管理をしている部屋に設置した、サーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。		
7. 備考	7. 備考		
なし			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ [システム用ファイル] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 す。) ③対象となる本人の範囲 ※ ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。) された者を含む。 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) その必要性 において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確 に更新・管理・提供する必要があるため。 く選択肢> 2) 10項目以上50項目未満 1) 10項目未満 ④記録される項目 [10項目以上50項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ▪識別情報 [〇]個人番号] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 *業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 〕地方税関係情報]健康•医療関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用·労働関係情報 []年金関係情報 [] 学校·教育関係情報] 災害関係情報] その他 () ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基法その他の住民基本台帳関係法令に基づき、住民に関する記録を正確に行うために必要な情 その妥当性 報として、住民票の記載等に係る住民基本台帳情報(上記情報及びこれらの変更情報)を記録する必 要があるため。 別添1を参照。 全ての記録項目 5保有開始日 平成27年7月4日 ⑥事務担当部署 市民生活部市民課

3. 特定個	人情報の入手・	使用
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[] 行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	*	[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (地方公共団体情報システム機構)
		[〇] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
②入手方法	Ŀ	[] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム
②八十万元	Σ.	[]情報提供ネットワークシステム
		[〇] その他 (既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	使用部署	市民生活部市民課、小糸地域市民センター、清和地域市民センター、小櫃地域市民センター、上総地域市民センター
④使用の主	使用者数	<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全『サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
情報の突合		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
		・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件						
委託事項1		既存住民基本台帳システム、住基ネットCS(以下「既存住民基本台帳システム等」という。)の保守・運用						
①委託内容		既存住民基本台帳システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票 印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等						
②委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上						
③委詞	托先名	株式会社大崎コンピュータエンヂニアリング						
H	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件						
1た 大・19年407 	[] 行っていない						
提供先1	千葉県知事						
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)						
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。						
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日						
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。						
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線						
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
9 使快力法	[] フラッシュメモリ [] 紙						
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)						
⑦時期·頻度	照会を受けた都度(随時)						
提供先2~5							
提供先2	千葉県知事及び機構						
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)						
②提供先における用途	住民基本台帳の止催な記録を催保するために、本人催認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 千葉県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。						
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日						
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。						
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線						
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
© 1/4 / 1/4	[] フラッシュメモリ []紙						
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)						
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)						

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
	[] 庁内連携システム	[]専用線
⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎竹夕半4万万 法	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度			
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	カードキーにて入退室管理をし サーバへのアクセスはID/パス		
7. 備考			
なし			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号を付番した方に個人番号通知書を送付する また、番号法施行令第13条(個人番号カードの発行及び交付)により、個人番号カードの申請には交 その必要性 付申請書の提出が必要とされており、個人番号を付番した方や個人番号カード交付申請書を紛失した 方に個人番号カード交付申請書を送付、交付するため必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [50項目以上100項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ▪識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※] 国税関係情報 []地方税関係情報 []健康·医療関係情報 [] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報 Γ

[]雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 [] 学校・教育関係情報 []災害関係情報 []災害関係情報 [] での他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報) ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 その妥当性 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を

委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。

全ての記録項目 別添1を参照。

 全ての記録項目
 別添1を参照。

 ⑤保有開始日
 平成27年10月5日

 ⑥事務担当部署
 市民生活部市民課

3. 特定個人	青報の入手・	使用	
		[〇]本人又は本人の代理人	
①入手元 ※		[]評価実施機関内の他部署 ()	
		[]行政機関・独立行政法人等 ()	
		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
		[]民間事業者 ()	
		[〇]その他 (自部署)	
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入于万法		[]情報提供ネットワークシステム	
		[O]その他 (既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※		法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を 行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	使用部署	市民生活部市民課	
④使用の主体	使用者数	〈選択肢〉 「10人未満」 「10人未満」 (3)50人以上100人未満 (4)100人以上50人未満 (5)500人以上1,000人未満 (6)1,000人以上	
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印.及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村C 又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
情報の突合		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	ភូ
⑥使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> 2) 委託しない (1) 件 (1) 件 () (() (()) ())						
委託事項1		既存住民基本台帳システム等の保守・運用						
①委託内容		既存住民基本台帳システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票 印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等						
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉【 10人未満 10人未満 2000人以上50人未満 2000人以上500人未満 2000人以上500人未満 4000人以上500人未満 4000人以上500人未満 5000人以上1,000人未満 6000人以上						
③委請	迁先名	株式会社大崎コンピュータエンヂニアリング						
④再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件							
(を)	[] 行っていない							
提供先1	也方公共団体情報システム機構(機構)							
①法令上の根拠	平成26年総務省令第85号 36条1項							
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。							
③提供する情報	「2.④記録される項目」と同上。							
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>							
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。							
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線							
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
创徒供力法	[] フラッシュメモリ []紙							
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)							
⑦時期·頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。							

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	[· 3)10万人以	満 上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
	[]庁内連携システム	[]専用線
⑥移転方法	[]電子メール]] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19+47J7A	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度			
6. 特定個人情報の保管・	消去		
保管場所 ※	カードキーにて入退室管理をしてし サーバへのアクセスはID/パスワ		
7. 備考			
なし		_	

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考 欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留力一ド等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴、29. 旧氏漢字、30. 旧氏かな

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏かな

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字医名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 届出/申請等の様式において届出/申請等を行うものが記載する部分は、住民基本台帳事務処理 要領に記載の参考様式をもとに、住民基本台帳業務に必要な項目のみに限っている。

リスクへの対策は十分か

「 十分である 」 〈選択肢〉 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 利用権限を有する職員を特定し、必要以上の情報が参照できないよう、職員ごとに利用可能な範囲を リスクに対する措置の内容 アクセス制限している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない パスワードの不正利用やなりすましを防止するため、指紋認証を実施している。また、不正なPC接続を 具体的な管理方法 除外するため、端末認証も実施している。 システムへのログインした者の氏名、操作内容、操作時間等のログを保存している。 その他の措置の内容 Ε 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末機には、許可を得ない外部記憶媒体の接続を制限している。
- ・端末機は、スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・一定時間経過で、自動ログアウトする仕組みを実装している。

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	· 個人情報 · 個人情報 · 個人人情報 · 個人人情報 · 個人情報 · 個人情報	情報を含む全てのデー 級の秘密保持 級の適正管理 級の収集制限 級の目的外提供及び侵 級の有等又は複製の等 級の再委託の禁止 級に係る文書等の返還 主時における報告	見用の禁 禁止	して以下の内容を契約書(止	に明記している。		
	もまたによる特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2)十分に行っている 4)再委託していない		
	具体的な方法	承諾のな	い再委託は禁止してい	る。承認	若する場合でも通常の委託	Eと同様の措置を義務付けている。		
その作	也の措置の内容	なし						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている			
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリスク	ク及びそ	のリスクに対する措置			
なし								
5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託ヤ	で情報提供ネットワーク	システム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク	: 不正な提供・移転が	行われるリ	スク		And in the b			
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				・記載した利用申請を提出 は・移転を許可している。	させ、データ提供・移転元が法的根		
その他	也の措置の内容	なし			233 ID 64 5			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
なし								

6. 情報提供右	ペットワークシ	レステム	との接続			[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク1: 目的タ	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する指	措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク								
リスクに対する指	措置の内容							
リスクへの対策に	は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネット「	フークシステム	との接続	売に伴うその	の他のリスク	ク及びその	ノスクに対する措置		
7. 特定個人情	青報の保管・	消去						
リスク: 特定個	人情報の漏え	い・滅失	・毀損リス	ク		<u> </u>		
①事故発生時手 周知	順の策定・	[十分に行	_{ずっている}]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている	
②過去3年以内機関において、個する重大事故が	人情報に関	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし	
その内容								
再発防止	策の内容							
その他の措置の	内容	なし				4 198 1 E R.L.		
リスクへの対策に	は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
なし								

8. 監査	8. 監査							
実施の有無		[O]自己点検 []內部監査 []外部監査						
9. 従	業者に対する教育・							
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法		・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する突起事項を明記し契約している。また個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反したものに対しては指導を行い、都度指導の上、違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。						
10. そ	10. その他のリスク対策							
なし								

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録 の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳 格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村 CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、シ ステム上で担保する。

正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月 日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。

・事務で使用するその他のシステムにおける措置

リスクに対する措置の内容

庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基 システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフト ウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器 を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じ る。

リスクへの対策は十分か

十分である

]

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	る 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。						
その他の措置の内容		システム利用職員への研修会職員以外の従業者(委託先等・特定個人情報ファイルが不正システム上、管理権限を与え	グ)を記録する。 に、業務上必要のない検会において、事務外利用 等)には、当該事項につし Eに複製されるリスクへの られた者以外、情報の複	っての誓約書の提出を求める。				
リスク	2 への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を。 3)課題が残					

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
 ・使用中に操作をせずに5分以上を経過した際は、再使用の際に再度の生体認証を必要としている
 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特	I. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない							
リスク	: 委託先における不正	な使用等	のリスク					
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	どめていない	
	規定の内容	・個個個個個個人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	、情報を含む全てのデ報の秘密保持報の適正管理報の収集制限報の目的外提供及び報のでするできます。 報の相の表示では複製の報の表示の禁止報の再委託の禁止報に係る文書等の返送生時における報告	使用の禁 禁止		計に明記してい	ి సే	
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行- 3)十分に行っていない		-分に行っている ī委託していない	
	具体的な方法	承諾のな	い再委託は禁止して	いる。承認	若する場合でも通常の委	託と同様の措	置を義務付けてい	る。
その他	也の措置の内容	なし						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		-分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリス	くク及びそ	のリスクに対する措置			

なし

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 [定めている 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び データ提供・移転先から目的や根拠等を記載した利用申請を提出させ、データ提供・移転元が法的根 ルール遵守の確認方 拠等を判断し、承認を得たもののみ提供・移転を許可している。 なし その他の措置の内容 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。

また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

c ke	青報提供ネットワークシ	システノレの技结		 [〇]接続しない(入手)	 [O] 接続しない(提供)
				[〇]接続しない(八十)	[〇]接続しない(提供)
リスク	71: 目的外の入手が行 	われるリスク I			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	2 への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不正な提供が行われ	1るリスク			
リスク	た対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報技	提供ネットワークシステム	」との接続に伴うその他の	リスク及びその	リスクに対する措置	
7. 朱	特定個人情報の保管・	消去			
リスク	7: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク			
①事 問知	牧発生時手順の策定・	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 において、個人情報に関 京大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				
その作	也の措置の内容		ステムにより限	は、他の部屋と区別し専用の部 定された職員と許可を得た職員	
リスク	2 への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及び	びそのリスクに対	対する措置	
なし					

8. 監	8. 監査						
実施の	の有無	[O]自己点検 []內部監査 []外部監査					
9. 彼	É業者に対する教育・ [↓]						
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する突起事項を明記し契約している。また個人 情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反したものに対しては指導を行い、都度指導の上、違反行為の程度によっては、懲戒の対象となり うる。					
10.	10. その他のリスク対策						
なし							

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録 の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳 格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

リスクに対する措置の内容

・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村 CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、シ ステム上で担保する。

正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月 日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基 リスクに対する措置の内容 システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフト ウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器 を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じ る。 <選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている <u>1) 行っている</u> 2) 行っていない 具体的な管理方法 生体認証による操作者認証を行う。 ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 その他の措置の内容 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 <選択肢> 十分である] 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・使用中に操作をせずに5分以上を経過した際は、再使用の際に再度の生体認証を必要としている
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特	定個人情報ファイル	の取扱いの委託	[] 委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリスク	
	2約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下の内容 ・個人情報の秘密保持 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の収集制限 ・個人情報の目的外提供及び使用の禁止 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の再委託の禁止 ・個人情報に係る文書等の返還 ・事故発生時における報告	を契約書に明記している。
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている ていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	承諾のない再委託は禁止している。承諾する場合でも通	常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他	也の措置の内容	なし	
リスク	への対策は十分か	[十分である] 〈選択肢〉 1) 特に力を入る 3) 課題が残さる	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対す	- 6措置

なし

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 [定めている 1) 定めている 2) 定めていない に関するルール ルールの内容及び データ提供・移転先から目的や根拠等を記載した利用申請を提出させ、データ提供・移転元が法的根 ルール遵守の確認方 拠等を判断し、承認を得たもののみ提供・移転を許可している。 なし その他の措置の内容 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情	報提供ネットワークシ	レステムとの接	続		[0] 接続しない(入手)) [O]接続しない(提供)				
リスク	1: 目的外の入手が行	われるリスク								
リスク	に対する措置の内容									
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク	リスク2: 不正な提供が行われるリスク									
リスク	に対する措置の内容									
リスク	への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
情報提	是供ネットワークシステム	▲との接続に伴う·	その他のリスク	及びその「	リスクに対する措置					
				7. 特定個人情報の保管・消去						
7. 特	定個人情報の保管・			_						
	定個人情報の保管・ : 特定個人情報の漏え		スク							
リスク		い・滅失・毀損リ	スク こ行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	る 2) 十分に行っている				
リスク ①事 問知 ②過せ 機関に	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リ	行っている]	1) 特に力を入れて行っている	る 2) 十分に行っている 2) 発生なし				
リスク ①事 問知 ②過せ 機関に	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関	い・滅失・毀損リ [十分に	行っている]	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢>					
リスク ①事 問知 ②過せ 機関に	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	い・滅失・毀損リ [十分に	行っている]	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢>					
リスク ①事故 周知 ②過過 機関に する 重	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容	い・滅失・毀損リ [十分に	行っている]	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢> 1) 発生あり					
リスク ①事故 周知 ②機関す その他	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	い・滅失・毀損リ [十分に [発生なし	行っている]	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢>					
リスク (1) 割知 (2) 機関る その他 リスク	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 33年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	い・滅失・毀損リ [十分に [発生なし なし [十字	:行っている] 分である]	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない <選択肢> 1) 発生あり <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 発生なし				
リスク 1 1 1 2 2 3 4 5 5 6 1 5 6 1 1 1 1 2 1 2 2 3 4 4 5 6 7 8 9 9 1 1 1 1 2 2 2 3 4 4 5 6 6 7 8 9 9 9 9 9 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	: 特定個人情報の漏え 対発生時手順の策定・ 33年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 の措置の内容 の対策は十分か 個人情報の保管・消去に 固人情報が古い情報の 定個人情報ファイル(送 、連携後速やか(1営業	い・滅失・毀損リ	けるリスク及びその けるリスクへの指 いは、送付先情 はれみとする。	- リスクに <u>対</u> 措置 背報の連携	1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 〈選択肢〉 1) 発生あり 〈選択肢〉 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている はする措置	2) 発生なし 2) 十分である :/連携することとしており、シス				

8. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査						
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な方法	・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。						
10. その他のリスク対策							
なし							

Ⅳ 開示請求、問合せ

= 1513 (3 (M) 2 (4) 1-3	<u> </u>
1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	君津市個人情報保護条例第24条。 利用停止請求があった場合において、利用停止をすることにより、特定個人情報を所掌する事務の目 的の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
④個人情報ファイル簿への 不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	君津市市民生活部市民課市民記録係 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1131
②対応方法	問合せに関する受付時の対応記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価						
①実施日	令和6年8月1日						
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)						
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】						
①方法							
②実施日・期間	なし						
③主な意見の内容							
3. 第三者点検【任意】							
①実施日							
②方法	なし						
③結果							

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2.特定個人情報を取り扱う事 務において使用するシステム		システム4 番号連携サーバ(団体内統合宛名 システム)、システム5 中間サーバーを記載	事後	
平成29年5月1日	I 基本情報 6.評価実施機関における担 当部署	②所属長 市民課長 渡邊 いち子	②所属長 市民課長 小川 久美子	事後	
平成29年5月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月4日	事後	
平成29年5月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年7月4日	事後	
平成29年5月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	
平成29年5月1日	Ⅲ リスク対策 3.特定個人情報の使用		特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置の欄に、・使用中に操作をせずに5分以上を経過した際は、再使用の際に再度の生体認証を必要としているの文言を記載	事後	
令和3年1月22日	I -1 ②事務の内容	⑥住民票の記載事項に変更があった際の千葉 県知事に対する通知	⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道 府県知事に対する通知	事後	保護評価の再実施に伴う変更

令和3年1月22日	I -1 ②事務の内容	カー 続に の 取 ワー に 関 35 の そ そ そ で も ま ち で も も ち も も も も も も も も も も も も も も も	はお、③の「個人番号の通知及び個人番号ードの交付」に係る事務については、行政手における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定による通知カーなび個人番号カード並びに情報提供ネットークシステムによる特定個人情報の提供等関する省令(平成26年総務省令第85号)第5条第1項の規定により、機構に対して事務一部を委任する。そのため、当該事務においては、事務を委任る機構に対する情報の提供を含めて特定個情報ファイルを使用する。	事後	保護評価の再実施に伴う追加
令和3年1月22日	I −2 システム6 ①システムの名称	コン	ンビニ交付システム	事後	保護評価の再実施に伴う追加
令和3年1月22日	I -2 システム6 ②システムの機能	・f 2. i ・= レイ 受	発行機能 住民票等の発行 連携機能 コンビニエンスストアからの定められた電文 イアウトに基づく住民票等の申請書データ授 住民票等出力データの送信	事後	保護評価の再実施に伴う追加
令和3年1月22日	I -2 システム6 ③他のシステムとの接続	[] [0 0] 0]] 情報提供ネットワークシステム] 庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム)] 既存住民基本台帳システム)]宛名システム等)]税務システム] その他	事後	保護評価の再実施に伴う追加

令和3年1月22日	I -5	の番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	法令に合わせて修正
令和3年1月22日	I 基本情報 6.評価実施機関における担 当部署	②所属長 市民課長 小川 久美子	②所属長 市民課長 嶋野 真奈美		保護評価の再実施に伴う変更
令和3年1月22日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録 項目 (1)住民基本台帳ファイル		29. 旧氏漢字、30. 旧氏かな	生 任	保護評価の再実施に伴う追加
令和3年1月22日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録 項目 (2)本人確認情報ファイル		37. 旧氏漢字、30. 旧氏かな	五 <i>代</i>	保護評価の再実施に伴う追加

令和3年9月1日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、1	ち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6.評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民環境部市民課	市民生活部市民課	事後	
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	市民環境部市民課	市民生活部市民課	事後	
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民環境部市民課	市民生活部市民課	事後	
	IV 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	市民環境部市民課	市民生活部市民課	事後	

令和5年6月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署		市民生活部市民課、小糸地域市民センター、 清和地域市民センター、小櫃地域市民セン ター、上総地域市民センター	事後	
令和6年8月1日	I -1 ②事務の内容	続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情令第85号)第1項の規定により、機構に対して東外	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第35条第1項の規定により、機構に対して事務の一部を委任する。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和6年8月1日	I -2 システム③ ②システムの機能	個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台	基本台帳に記載されている者の送付先情報を	事後	

令和6年8月1E	I −5 ②法令上の根拠	の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、1	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	
令和6年8月1E	Ⅱ -2 ③対象となる本人の範囲	番号法弟/余弟1頃(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号を付番した方に個人番号通知書を送付する必要がある。また、番号法施行令第13条(個人番号カードの発行及び交付)により、個人番号カードの申請には交付申請書の提出が必要とされており、個人番号を付番した方や個人番号カード交付申請書を紛失した方に個人番号カード交付申請書を送付、交付するため必要がある。市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。		